				54　同法第53条第4項の規定による壁面線の指定がある場合等における法定の建ぺい率の限度を超える建築物の建築の許可						○	総合事務所長							
				55　同法第53条第5項の規定による建ぺい率の限度を超える建築物の建築の許可						○	総合事務所長							
				56　同法第53条の2第1項の規定による建築物の敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可						○	総合事務所長							
				57　同法第55条第2項の規定による高さの限度を12メートルとする建築物の認定						○	総合事務所長							
				58　同法第55条第3項の規定による建築物の高さの限度を超える建築物の建築の許可						○	総合事務所長							
				59　同法第56条第1項の規定による隣地斜線に係る数値の指定		○												
				60　同法第56条の2第1項ただし書の規定による日影による高さの制限を超える中高層の建築物の建築の許可						○	総合事務所長							
				61　同法第57条第1項の規定による建築物の高さの制限を適用しない高架の工作物内に設ける建築物の認定						○	総合事務所長							
				62　同法第57条の2第3項の規定による特例容積率の限度の指定						○	総合事務所長							
				63　同法第57条の2第4項の規定による特例容積率の限度等の公告						○	総合事務所長							
				64　同法第57条の3第2項の規定による特例容積率の指定の取り消し						○	総合事務所長							
				65　同法第57条の3第3項の規定による特例容積率の指定を取消した旨の公告						○	総合事務所長							
				66　同法第57条の4第1項ただし書の規定による特例容積率適用区域内における建築物の高さの最低限度を超える建築物の許可						○	総合事務所長							
				67　同法第59条第1項第3号の規定による高度利用地区内の容積率等の制						○	総合事務所長							

限を適用しない建築物の建築の許可								
68　同法第59条第4項の規定による高度利用地区内における建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の建築の許可						○	総合事務所長	
69　同法第59条の2第1項の規定による容積率等の制限を超える建築物の建築の許可						○	総合事務所長	
70　同法第60条の2第1項第3号の規定による都市再生特別地区内の建築物の容積率等の制限を適用しない建築の許可						○	総合事務所長	
71　同法第67条の2第3項の規定による敷地面積が最低限度に満たない建築物の許可						○	総合事務所長	
72　同法第67条の2第5項の規定による壁面の位置の制限を適用しない建築物の許可						○	総合事務所長	
73　同法第67条の2第9項の規定による防災都市計画施設に係る開口率及び高さの制限を適用しない建築物の許可						○	総合事務所長	
74　同法第68条第1項第2号の規定による景観地区内における高さの最高限度を超える建築物、又は最低限度に満たない建築物の許可						○	総合事務所長	
75　同法第68条第2項第2号の規定による景観地区内における壁面の位置の制限を適用しない建築物の許可						○	総合事務所長	
76　同法第68条第3項第2号の規定による景観地区内における敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可						○	総合事務所長	
77　同法第68条第5項の規定による景観地区内における建築物の高さの制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長	
78　同法第68条の3第1項の規定による地区計画等に係る容積率の制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長	
79　同法第68条の3第2項の規定による再開発等促進区						○	総合事務所長	

| | | |

築協定の認可								
92　同法第73条第2項（同法第74条第2項及び第76条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定を認可した旨の公告							○	総合事務所長
93　同法第74条第1項の規定による建築協定の変更の認可							○	総合事務所長
94　同法第74条の2第4項の規定による建築協定区域内の土地が当該建築協定区域内から除かれたことを知った旨の公告							○	総合事務所長
95　同法第76条第1項の規定による建築協定の廃止の認可							○	総合事務所長
96　同法第76条第2項（同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定を廃止した旨の公告							○	総合事務所長
97　同法第76条の3第2項の規定による一の所有者の土地を区域とする建築協定の認可							○	総合事務所長
98　同法第77条の18第3項の規定による特定行政庁への意見聴取			○					
99　同法第77条の21第1項又は第3項の規定による指定確認検査機関を指定した旨の告示			○					
100　同法第77条の22第1項の規定による指定確認検査機関の業務区域の変更の認可		○						
101　同法第77条の22第4項の規定による指定確認検査機関の業務区域の変更の認可をした旨の公示			○					
102　同法第77条の23第1項の規定による指定確認検査機関の指定の更新		○						
103　同法第77条の24第4項の規定による確認検査員の解任命令		○						
104　同法第77条の27第1項の規定による確認検査業務規程の認可		○						
105　同法第77条の27第3項の規定による確認検査業務規		○						

程の変更命令								
106　同法第77条の30第１項の規定による指定確認検査機関の確認検査の業務に係る監督上必要な命令		○						
107　同法第77条の30第２項の規定による命令した旨の公示			○					
108　同法第77条の31第１項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施						○		
109　同法第77条の31第２項の規定による指定確認検査機関への立入調査の実施							○	総合事務所長
110　同法第77条の31第３項の規定による国土交通大臣への報告		○						
111　同法第77条の31第４項の規定による業務停止命令等の実施		○						
112　同法第77条の32第１項の規定による指定確認検査機関からの照会に対する通知等							○	総合事務所長
113　同法第77条の32の第２項の規定による指定確認検査機関への指示							○	総合事務所長
114　同法第77条の34第１項の規定による指定確認検査機関の確認検査の業務の全部又は一部の休廃止の届出の受理及び同条第３項の規定による公示		○						
115　同法第77条の35第１項又は第２項の規定による指定確認検査機関の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止の命令		○						
116　同法第77条の35第３項の規定による指定確認検査機関の指定の取消し等をした旨の公示			○					
117　同法第77条の35の５第１項の規定による指定構造計算適合性判定機関を指定した旨の公示			○					
118　同法第77条の35の５第３項の規定による指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更の届出があった旨の公示			○					

119　同法第77条の85の9第1項の規定による構造計算適合性判定業務規程の認可		○					
120　同法第77条の85の9第3項の規定による指定構造計算適合性判定業務規程の変更命令		○					
121　同法第77条の85の11の規定による構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務に係る監督上必要な命令		○					
122　同法第77条の85の12第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関への報告徴収及び立入検査等の実施					○		
123　同法第77条の85の13第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関の休廃止の許可		○					
124　同法第77条の85の13第3項の規定による指定構造計算適合性判定機関の休廃止の許可をした旨の公示			○				
125　同法第77条の85の14第1項又は第2項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の業務の停止の命令		○					
126　同法第77条の85の14第3項の規定による構造計算適合性判定機関の指定の取消し等をした旨の公示			○				
127　同法第77条の85の15第1項の規定による構造計算適合性判定機関によって行われない構造計算適合性判定の実施			○				
128　同法第77条の85の15第2項の規定による知事が構造計算適合性判定の業務を行い、又は行わないこととした旨の公示			○				
129　同法第79条第2項の規定による建築審査会委員の任命	○						
130　同法第80条の3第1項又は第2項の規定による建築審査会委員の解任	○						
131　同法第84条第1項の規定による被	○						

災市街地における区域の指定及び当該区域における建築物の建築の制限若しくは禁止又は同条第２項の規定による制限若しくは禁止の期間の延長の承認								
132 同法第35条第１項の規定による建設物の応急の修繕等に際して建築基準法令の規定を適用しない区域の指定	○							
133 同法第35条第４項の規定による応急仮設建築物の存続の許可							○	総合事務所長
134 同法第35条第５項の規定による仮設建築物の建築の許可							○	総合事務所長
135 同法第36条第１項の規定による総合的設計による１又は２以上の建築物の敷地を一の敷地とみなす特例に係る認定							○	総合事務所長
136 同法第36条第２項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的設計による建築物を一の敷地とみなす特例に係る認定							○	総合事務所長
137 同法第36条第３項の規定による特例対象規定の適用について一の敷地とみなすこと及び容積率等の制限を超える建築物の建築の許可							○	総合事務所長
138 同法第36条第４項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的設計による建築物の特例対象規定の適用について一の敷地とみなすこと及び容積率等の制限の緩和する建築物の建築の許可							○	総合事務所長
139 同法第36条第８項の規定による公告等							○	総合事務所長
140 同法第36条の２第１項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定							○	総合事務所長
141 同法第36条の２第２項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可							○	総合事務所長

	142 同法第96条の2第3項の規定による公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可							○	総合事務所長
	143 同法第96条の2第6項の規定による公告等							○	総合事務所長
	144 同法第96条の5第2項の規定による複数建築物の認定の取消し							○	総合事務所長
	145 同法第96条の5第3項の規定による複数建築物の許可の取消し							○	総合事務所長
	146 同法第96条の5第4項の規定による公告等							○	総合事務所長
	147 同法第96条の6第2項の規定による都市計画に基づく総合的設計による一団地の住宅施設に係る建築物について容積率等の制限の不適用の認定							○	総合事務所長
	148 同法第96条の8第1項の規定による全体計画の認定							○	総合事務所長
	149 同法第96条の8第4項の規定による認定建築主への工事状況報告の請求							○	総合事務所長
	150 同法第96条の8第5項の規定による認定建築主への改善に必要な措置の命令							○	総合事務所長
	151 同法第96条の8第6項の規定による認定の取消し							○	総合事務所長
	152 同法第90条の2第1項の規定による工事中の特殊建築物等の使用禁止等の命令							○	総合事務所長
十九 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第115条の2第1項第4号の規定による外壁等が防火構造であることを要しない建築物の認定							○	総合事務所長
	2 同令第131条の2第1項の規定による街区の指定							○	総合事務所長
	3 同令第131条の2第2項の規定による計画道路又は予定道路を前面道路とみなす建築物の認定							○	総合事務所長
二十 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令	1 同令第4条の11の規定による特定工程及び特定工程後の工程の公示			○					

第40号）に基づく知事の権限に属する事務									
	2　同令第10条第1項の規定による指定道路を指定した旨の公告							○	総合事務所長
	3　同令第10条第2項の規定による水平距離の指定の公告			○					
	4　同令第10条第3項の規定による道路の位置を指定した旨の通知							○	総合事務所長
	5　同令第11条の3第1項の規定によるフレキシブルディスクによる手続を行うことができる区域の指定			○					
二十一　鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第2条第2項の規定による災害危険区域の指定及び廃止の公示等		○						
	2　同条例第3条ただし書の規定による災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の許可							○	総合事務所長
	3　同条例第4条ただし書の規定によるがけ地付近の建築物の建築の認定							○	総合事務所長
	4　同条例第6条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による特殊建築物等の敷地が道路に接する長さが基準に満たない建築物の建築の認定							○	総合事務所長
	5　同条例第9条ただし書の規定による自動車車庫等の出入口が同条各号に該当する道路に接する場合の建築の認定							○	総合事務所長
二十二　建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第3項の規定による外国の建築士免許を受けた者の二級建築士又は木造建築士の認定		○						
	2　同法第5条の規定による二級建築士及び木造建築士の免許の登録又は二級建築士の免許証の交付			○					
	3　同法第8条の2の規定による建築士の死亡等の届出の受理							○	総合事務所長
	4　同法第9条第1項の規定による二級建築士及び木造建築士の免許の取消し		○						
	5　同法第9条第2項の規定による二			○					

	級建築士及び木造建築士の免許の取消しの公告							
	6　同法第10条第1項の規定による二級建築士及び木造建築士がその業務に関し不誠実な行為をしたとき等の場合における戒告、業務の停止の命令又は免許の取消し		○					
	7　同法第10条第5項の規定による二級建築士及び木造建築士の戒告、業務停止の命令又は免許の取消しの公告			○				
	8　同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の実施			○				
	9　同法第13条の2第1項の規定による不正の手段によって二級建築士及び木造建築士の試験を受け、又は受けようとした者の合格の取消し、又は受験の禁止		○					
	10　同法第15条第3号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を有する者の認定			○				
	11　同法第15条の17の規定による指定試験機関の指定		○					
	12　同法第23条の3の規定による建築士事務所の登録又は更新の登録						○	総合事務所長
	13　同法第23条の4第1項又は第2項の規定による建築士事務所の登録の拒否						○	総合事務所長
	14　同法第23条の8第1項の規定による建築士事務所に係る登録の抹消						○	総合事務所長
	15　同法第26条第1項又は第2項の規定による法令違反等の場合における建築士事務所の登録の取消し等		○					
	16　同法第26条の2第1項の規定による建築士事務所への立入検査又は建築士事務所の開設者等に対する報告の要求						○	総合事務所長
	17　同法第29条第3項の規定による建築士審査会委員の任命	○						

		二十三　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第7条第1項の規定による特定建築物の所有者に対する指導及び助言 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長								
			2　同法第7条第2項の規定による特定建築物の所有者に対する指示 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長								
			3　同法第7条第3項の規定による指示に従わない特定建築物の所有者の公表		○													
			4　同法第7条第4項の規定による特定建築物の所有者に対する報告の要求又は特定建築物への立入検査 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長								
			5　同法第8条第3項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長								
			6　同法第8条第8項後段（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の耐震改修の計画を認定したときの建築主事への通知 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管							○	東部総合事務所長								

			区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長									
			7　同法第9条第1項の規定による建築物の耐震改修の計画の変更の認定 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長									
			8　同法第10条の規定による認定事業者に対する報告の要求 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長									
			9　同法第11条の規定による認定事業者に対する改善の命令 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長									
			10　同法第12条の規定による建築物の耐震改修の計画の認定の取消し (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長									
			11　同法第13条第1項の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定基準の特例の承認		○														
		二十四　浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出（特定行政庁に対するものに限																

| | | |

	公表								
	4　同法第75条第5項の規定による維持保全すべき旨の勧告		○						

経済政策課	一　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第1項の規定による改善計画の認定		○						
		2　同法第5条第1項の規定による改善計画の変更の承認		○						
		3　同法第5条第2項の規定による承認改善計画の承認の取消し		○						
	二　中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和33年政令第45号）第11条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく事務	1　同法第5条の7第2項の規定による協業組合の事業の転換の認可		○						
		2　同法第5条の17第1項の規定による協業組合の設立の認可	○							
		3　同法第5条の22の規定による公正取引委員会からの請求による必要な措置の実施			○					
		4　同法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第51条第2項の規定による定款の変更の認可		○						
		5　同法第55条第4項の規定による協業組合への組織変更の認可		○						
		6　同法第101条の2第2項の規定による命令、認可又は承認をした旨の経済産業大臣への通知			○					
	三　中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1　同法第9条ただし書の規定による特別の地域を地区とする商工組合の設立についてのその地域の承認		○						
		2　同法第17条の2の規定による組合員以外の者の事業の利用の特例の認可及び認可の取消し		○						
	四　中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条第2項又は第3項の規定により知事の権限に属するものとされ	1　同法第47条において準用する中小企業等協同組合法第48条又は第51条第2項の規定による組合員による総会の招集の承認又は組合の定款の変更の認可			○					

						た中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	2　同法第93条の規定による組合員たる資格を有する者等の工場等への立入り及び業務等の検査の実施		○				
							3　同法第97条第2項において準用する同法第96条第5項の規定による商工組合への組織変更の認可		○				
						五　中小企業団体の組織に関する法律施行令第13条において準用する中小企業等協同組合法施行令（昭和33年政令第43号）第29条の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1　同法第96条第5項の規定による事業協同組合の組織変更の認可		○				
						六　中小企業等協同組合法第111条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務	1　同法第9条の2第7項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定による協同組合等の共済事業等以外の事業の承認		○				
							2　同法第9条の2の2第2項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定による交渉ができないとき等のあっせん又は調停	○					
							3　同法第9条の2の3（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定による組合員以外の者の事業の利用の特例の認可及び認可の取消し	○					
							4　同法第9条の6の2第1項及び第4項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の認可及び変更又は廃止	○					
							5　同法第9条の7の5第2項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定において準用する保険業法（平成7年法律第105号）第105条の規定による立入検査等		○				
							6　同法第9条の7		○				

の5第2項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定において準用する保険業法第306条の規定による業務改善命令							
7　同法第9条の7の5第2項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定において準用する保険業法第307条第1項第3号の規定による共済契約の募集の停止の命令		○					
8　同法第9条の9第4項の規定による協同組合連合会の共済事業等以外の事業の承認		○					
9　同法第27条の2第1項の規定による組合の設立の認可（信用協同組合に係るものを除く。）	○						
10　同法第31条の規定による火災共済協同組合の成立の届出の受理		○					
11　同法第35条の2の規定による役員の氏名又は住所の変更の届出の受理（信用協同組合に係るものを除く。）		○					
12　同法第48条の規定による会員による総会の招集の承認（信用協同組合に係るものを除く。）		○					
13　同法第51条第2項の規定による定款の変更の認可 (一)　火災共済協同組合に係るもの (二)　(一)以外のもの（信用協同組合に係るものを除く。）	○	○					
14　同法第57条の2の規定による火災共済協同組合の火災共済規程の変更の認可	○						
15　同法第57条の3第5項の規定による信用協同組合等の事業の譲渡又は譲受けの認可	○						
16　同法第57条の5の規定による共済事業を行う組合等の余裕金運用の認可	○						
17　同法第58条の4の規定による共済	○						

事業の健全性の基準の設定								
18　同法第58条の7第2項及び第3項の規定による共済計理人の意見書の受理及び意見書についての説明等の請求			○					
19　同法第58条の8の規定による共済計理人の解任の命令			○					
20　同法第62条第2項の規定による解散の届出の受理（信用協同組合に係るものを除く。）			○					
21　同法第62条第4項の規定による火災共済協同組合等の解散の認可	○							
22　同法第66条第1項の規定による組合の合併の認可（信用協同組合に係るものを除く。）	○							
23　同法第68条第2項の規定による精算人の選任			○					
24　同法第82条の2の規定による中小企業団体中央会の設立の認可	○							
25　同法第82条の10第4項において準用する同法第48条の規定による中小企業団体中央会の会員による総会の招集の承認			○					
26　同法第82条の10第4項において準用する同法第51条第2項の規定による中小企業団体中央会の定款の変更の認可		○						
27　同法第82条の13第2項の規定による中小企業団体中央会の解散の届出の受理			○					
28　同法第96条第5項の規定による組合若しくは中小企業団体中央会の解散の登記の嘱託（信用協同組合に係るものを除く。）			○					
29　同法第104条の規定による不服の申し出の受理及び必要な措置（信用協同組合に係るものを除く。）			○					
30　同法第105条第2項の規定による組合等の業務又は会			○					

		計の状況の検査（信用協同組合に係るものを除く。）								
		31　同法第105条の2の規定による組合等の決算関係書類の受理		○						
		32　同法第105条の3の規定による組合等からのその業務等に関する報告の徴収（信用協同組合に係るものを除く。）		○						
		33　同法第105条の4の規定による組合等の業務等の状況に関する質問及び検査（信用協同組合に係るものを除く。）		○						
		34　同法第106条第1項の規定による必要な措置の命令（信用協同組合に係るものを除く。）		○						
		35　同法第106条の2の規定による共済事業に係る監督上の処分	○							
		36　同法第106条の3の規定による共済事業を行う組合からの届出の受理		○						
	七　商工会法第10条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により知事の権限に属するものとされた商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同法第23条第1項（同法第55条の15において準用する場合を含む。）の規定による商工会の設立の認可	○							
		2　同法第23条第3項（同法第44条第4項（同法第48条第5項において準用する場合を含む。）及び同法第52条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の意見の聴取		○						
		3　同法第24条（同法第44条第4項（同法第48条第5項及び同法第58条第4項において準用する場合を含む。）、同法第52条の2第5項、同法第54条第4項（同法第58条第6項において準用する場合を含む。）及び法第55条の15において準用する場合を含む。）の規定による認可又は不認可の発起人への通知		○						
		4　同法第42条第5項（同法第48条第5項及び第58条第4項において準用		○						

する場合を含む。）の規定による会員による総会の招集の承認								
5　同法第44条第2項（同法第48条第5項及び第58条第4項において準用する場合を含む。）の規定による商工会の定款の変更の認可		○						
6　同法第49条（同法第58条第5項において準用する場合を含む。）の規定による商工会の決算関係書類の受理		○						
7　同法第50条第1項（同法第58条第5項において準用する場合を含む。）の規定による商工会からの業務に関する報告の徴収及び商工会の事務所への立入検査の実施		○						
8　同法第51条第1項（同法第58条第5項において準用する場合を含む。）の規定による商工会の業務の一部の停止及び設立の認可の取消し	○							
9　同法第51条第1項又は第2項（これらの規定を同法第58条第5項において準用する場合を含む。）の規定による商工会に対する警告		○						
10　同法第51条第2項又は第4項（同法第58条第5項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可の取消し	○							
11　同法第51条第3項の規定による商工会に対する勧告		○						
12　同法第52条第2項（同法第58条第6項において準用する場合を含む。）の規定による解散の届出の受理		○						
13　同法第52条の2第2項の規定による合併の認可	○							
14　同法第53条（同法第58条第6項において準用する場合を含む。）の規定による清算人の選任		○						
15　同法第54条第1項又は第2項（これらの規定を同法		○						

	第58条第６項において準用する場合を含む。）の規定による財産処分の方法の認可								
	16　同法第55条（同法第58条第６項において準用する場合を含む。）において準用する民法第83条の規定による清算が結了した旨の届出の受理			○					
八　商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第88条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務（商店街振興組合連合会に係るものに限る。）	1　同法第36条第１項の規定による組合の設立の認可	○							
	2　同法第59条の規定による組合員による総会の招集の承認			○					
	3　同法第62条第２項の規定による組合の定款の変更の認可			○					
	4　同法第73条第３項の規定による組合の合併の認可	○							
	5　同法第81条の規定による組合の業務又は会計の状況の検査			○					
	6　同法第84条の規定による組合からのその業務等に関する報告の徴収又は業務等の状況の検査			○					
	7　同法第85条の規定による組合に対する必要な措置の命令		○						
九　中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和62年法律第74号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第６条第３項の規定による主務大臣に対する意見の申出		○						
十　割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第15条の規定により知事の権限に属するものとされた割賦販売法（昭和36年法律第159号）に基づく事務	1　同法第40条の規定による営業に関する報告の徴収			○					
	2　同法第41条第１項の規定による営業所等への立入検査		○						
十一　商工会議所法施行令（昭和28年政令第315号）第７条の規定	1　同法第７条第２項の規定による特定商工業者の該当基準引上げの許可			○					
	2　同法第10条第２			○					

					により知事の権限に属するものとされた商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく事務	項及び第３項の規定による商工業者法定台帳の作成期間の延長及び通知					
						3　同法第12条第１項の規定による特定商工業者に対する負担金の賦課の許可		○			
						4　同法第46条第２項及び同条第４項において準用する同法第28条の規定による定款の変更の認可、関係市町村長の意見の聴取及び認可又は不認可の通知（同法第25条第１号から第４号まで、第６号から第８号まで、第12号から第15号まで及び第18号の事項に係るものを除く。）		○			
						5　同法第57条の規定による収支決算書等の報告の徴収		○			
						6　同法第58条第１項の規定による商工会議所からの報告の徴収及び業務の状況等の検査の実施		○			
						7　同法第59条第１項の規定による商工会議所に対する警告		○			
						8　同法第59条第１項第１号の規定による商工会議所の業務の一部の停止	○				
						9　6から8までに掲げる事務を行った場合の経済産業大臣への報告		○			
					十二　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（平成5年政令第218号）第2条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に基づく事務	1　同法第5条第１項の規定による基盤施設計画の認定	○				
						2　同法第6条第１項の規定による基盤施設計画の変更の認定	○				
						3　同法第6条第２項の規定による認定基盤施設計画の認定の取消し	○				
						4　同法第18条第１項の規定による連携計画の認定	○				
						5　同法第19条第１項の規定による連携計画の変更の認定	○				
						6　同法第19条第２項の規定による認定連携計画の認定の取消し	○				
						7　同法第22条第１項の規定による商工会等からの事業	○				

	の実施状況の報告の徴収								
十三　中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和58年通商産業省令第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第4条第4項の規定による診断の実施 (一)　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (二)　(一)以外の区域に係るもの					○	○	西部総合事務所長	
	2　同令第4条第5項の規定による診断報告書の交付 (一)　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (二)　(一)以外の区域に係るもの					○	○	西部総合事務所長	
	3　同令第4条第7項の規定による診断報告書の内容の実施等に関する助言 (一)　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (二)　(一)以外の区域に係るもの					○	○	西部総合事務所長	
十四　信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号）第4条の規定により知事の権限に属するものとされた信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく事務	1　同法第33条の規定による協会の定款等の変更の認可	○							
	2　同法第34条第1項の規定による協会の事業報告書の受理		○						
	3　同法第35条の規定による協会からの報告の徴収又は協会の事務所への立入り及び協会の業務若しくは財産状況若しくは帳簿書類等の検査の実施		○						
十五　貸金業法（昭和58年法律第32号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による貸金業者の登録（同条第2項の規定による登録の更新を含む。）		○						
	2　同法第6条第1項の規定による貸金業者の登録の拒否		○						
	3　同法第8条第2項の規定による登録事項に係る変更の登録		○						
	4　同法第12条の3第9項の規定による貸金業務取扱主任者の解任の勧告	○							
	5　同法第24条の6の3の規定による業務の改善に必要な措置の命令	○							
	6　同法第24条の6の4第1項の規定による貸金業者の登録の取消し又は	○							

	業務の停止命令								
	7　同法第24条の6の4第2項の規定による役員の解任の命令		○						
	8　同法第24条の6の5第1項の規定による貸金業者の登録の取消し		○						
	9　同法第24条の6の6第1項の規定による所在不明等の貸金業者の登録の取消し		○						
	10　同法第24条の6の6第1項第1号の規定による所在不明の貸金業者の公告			○					
	11　同法第24条の6の7の規定による貸金業者の登録の抹消			○					
	12　同法第24条の6の8の規定による監督処分を行った旨の公告			○					
	13　同法第24条の6の10第1項の規定による貸金業者に対する報告又は資料の提出の命令			○					
	14　同法第24条の6の10第2項の規定による保証業者等に対する報告又は資料の提出の命令			○					
	15　同法第24条の6の10第3項の規定による貸金業者の営業所等への立入検査等			○					
	16　同法第24条の6の10第4項の規定による保証業者等の営業所等への立入検査等			○					
	17　同法第24条の6の11第2項の規定による貸金業協会に加入していない貸金業者に対する社内規則の作成又は変更の命令			○					
	18　同法第24条の6の11第3項の規定による貸金業協会に加入していない貸金業者の社内規則の承認			○					
	19　同法第24条の6の11第4項の規定による貸金業協会に加入していない貸金業者の社内規則の変更又は廃止の承認			○					
十六　小規模企業者等設備導入資金助成法（昭	1　同法第4条第1項の規定による貸与機関への貸付金額の決定		○						

和31年法律第115号）に基づく知事の権限に属する事務	2　同法第7条第1項の規定による小規模企業者等設備導入資金の支払期日前の償還の請求		○						
	3　同法第8条の規定による小規模企業者等設備導入資金の貸付金の償還の免除		○						
十七　鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第7条第1項の規定による貸付けの決定及び同条第2項の規定によるその旨の通知		○						
	2　同規則第8条第1項の規定による貸付決定の取消し又は貸付決定の内容の変更		○						
	3　同規則第9条第2項の規定による貸付金の交付			○					
	4　同規則第11条第3項の規定による新たな連帯保証人等の承認		○						
	5　同規則第12条ただし書の規定による貸付対象事業の完了の期限の延期の承認		○						
	6　同規則第13条第2項の規定による完了検査の実施 (一)　倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二)　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三)　日野郡の区域に係るもの (四)　(一)から(三)まで以外の区域に係るもの						○ ○ ○ ○		中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
	7　同規則第15条の規定による貸付条件の変更		○						
	8　同規則第16条第1項の規定による償還期間前における貸付金の一時償還の請求		○						
	9　同規則第17条の規定による違約金の徴収		○						
	10　同規則第18条の規定による合併、法人化等による組織変更等の承認		○						
	11　同規則第20条第2項の規定による貸付対象事業についての報告の要求、検査又は必要な指示			○					
十八　小売商業調整特別措置法（昭	1　同法第2条の規定による購買会事業を行う者に対す		○						

				和34年法律第155号）に基づく知事の権限に属する事務	る従業員以外の者に購買会事業を利用させることの禁止又は従業員以外の者には購買会事業を利用させない旨を購買会事業を行う場所に明示すること等の措置の命令						
					2　同法第15条の規定による紛争のあっせん又は調停	○					
					3　同法第16条第1項の規定による調停員の委嘱	○					
					4　同法第16条の3第1項の規定による事業の開始又は拡大の時期の繰下げ等の勧告	○					
					5　同法第16条の4第1項の規定による事業の実施の一時停止の勧告	○					
					6　同法第16条の5第1項の規定による勧告に係る措置を採るべきことの命令	○					
					7　同法第17条の規定による紛争の当事者への紛争を解決するための必要な勧告	○					
					8　同法第19条の規定による購買会事業を行う者等に対する報告の請求又はこれらの者の事務所等への立入り及び業務の状況等の検査及びこれに係る立入検査証の交付		○				
				十九　中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第11条の規定により知事の権限に属するものとされた中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）に基づく事務	1　同法第4条第1項から第3項まで及び第6項の規定による高度化事業計画の認定	○					
					2　同法第13条第1項の規定による高度化事業を実施する者からの実施状況の報告の徴収		○				
				二十　中小小売商業振興法施行令第11条の規定により知事の権限に属するものとされた同令に基づく事務	1　同令第9条第1項の規定による高度化事業計画の変更の認定	○					
					2　同令第9条第2項の規定による高度化事業計画の認定の取消し	○					
				二十一　大規模小売店舗立地法（平成10年法律	1　同法第5条第3項の規定による届出事項等に係る公告及び縦覧		○				

第91号）に基づく知事の権限に属する事務	2　同法第6条第3項の規定による変更の届出に係る公告及び縦覧			○					
	3　同法第6条第6項の規定による基準面積以下とする届出に係る公告			○					
	4　同法第8条第3項の規定による市町村からの意見及び住民等の意見の概要の公告及び縦覧			○					
	5　同法第8条第4項の規定による県の意見の有無		○						
	6　同法第8条第6項の規定による県の意見の概要の公告及び縦覧			○					
	7　同法第8条第8項の規定による変更の届出事項等に係る公告及び縦覧			○					
	8　同法第9条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告	○							
	9　同法第9条第3項の規定による勧告の内容の公告			○					
	10　同法第9条第5項の規定による変更の届出事項に係る公告及び縦覧			○					
	11　同法第9条第7項の規定による勧告に従わなかった旨の公表		○						
	12　同法第12条の規定による関係行政機関又は関係地方公共団体に対する協力の要請						○		
	13　同法第14条第1項の規定による大規模小売店舗を設置する者からの報告の徴収						○		
	14　同法第14条第2項の規定による大規模小売店舗において小売業を行う者からの報告の徴収						○		
二十二　中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第36条第1項の規定による第1種大規模小売店舗立地法特例区域の決定		○						
	2　同法第36条第2項（第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定による第1種大規模小売店舗立地法特例区域の公告			○					

					3　同法第36条第4項（第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定による第1種大規模小売店舗立地法特例区域案作成に関する認定市町村との協議		○					
					4　同法第36条第6項（第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定による第1種大規模小売店舗立地法特例区域案作成に関する公聴会の開催等		○					
					5　同法第36条第7項（第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定による第1種大規模小売店舗立地法特例区域案の公告及び縦覧		○					
					6　同法第55条第1項の規定による第2種大規模小売店舗立地法特例区域の決定	○						
					7　同法第55条第4項の規定において準用する第36条第2項、第4項、第6項、第7項及び第37条第1項の規定による第2種大規模小売店舗立地法特例区域の公告等		○					
				産業開発課	一　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第25条第1項の規定による事業環境整備構想の作成	○					
						2　同法第26条第1項の規定による中核的支援機関の認定	○					
						3　同法第27条第2項の規定による改善命令及び認定の取消し等	○					
					二　中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第1項の規定による中小企業支援事業の実施に関する計画の策定	○					
						2　同法第7条の規定による特定支援事業を行わせる法人の指定	○					
						3　同法第8条第2項の規定による改善命令及び指定の取消し等	○					
				産業振興戦略総室	一　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成17年政令第298号）第	1　同法第4条第1項の規定による総合効率化計画の認定	○					
						2　同法第5条第1項の規定による総合効率化計画の変	○					

6条の規定により知事の権限に属するものとされた流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づく知事の権限に属する事務	更の認定									
	3　同法第5条第2項の規定による総合効率化計画の認定の取消し		○							
	4　同法第7条第1項の規定による特定流通業務施設の確認		○							
	5　同法第21条の規定による報告の徴収			○						
二　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第1項の規定による基本計画の作成	○								
	2　同法第5条第1項の規定による基本計画の主務大臣への協議		○							
	3　同法第5条第7項の規定による基本計画の公表			○						
	4　同法第6条第1項の規定による基本計画の変更	○								
	5　同法第6条第1項の規定による基本計画の変更に係る主務大臣への協議		○							
	6　同法第6条第2項の規定による基本計画の軽微な変更及び当該変更に係る主務大臣への届出		○							
	7　同法第6条第3項において準用する同法第5条第7項の規定による基本計画の変更の公表			○						
	8　同法第7条第1項の規定による地域産業活性化協議会の設置	○								
	9　同法第7条第2項の規定による地域産業活性化協議会の構成員の追加	○								
	10　同法第7条第3項の規定による地域産業活性化協議会を組織する旨の公表			○						
	11　同法第14条第3項の規定による企業立地計画の承認		○							
	12　同法第14条第4項の規定による企業立地計画の承認に係る関係市町村長への通知			○						
	13　同法第15条第2項の規定による企業立地計画の承認の取消し		○							
	14　同法第15条第3項において準用す		○							

	る同法第14条第3項の規定による企業立地計画の変更の承認								
	15　同法第15条第3項において準用する同法第14条第4項の規定による企業立地計画の変更承認に係る関係市町村長への通知		○						
	16　同法第16条第3項の規定による事業高度化計画の承認	○							
	17　同法第16条第4項の規定による事業高度化計画の承認に係る関係市町村長への通知		○						
	18　同法第17条第2項の規定による事業高度化計画の承認の取消し	○							
	19　同法第17条第3項において準用する同法第16条第3項の規定による事業高度化計画の変更の承認	○							
	20　同法第17条第3項において準用する同法第16条第4項の規定による事業高度化計画の変更承認に係る関係市町村長への通知		○						
	21　同法第23条の規定による企業立地計画及び事業高度化計画の実施状況の報告の徴収					○			
三　工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出の受理	○							
	2　同法第9条第1項又は第2項の規定による特定工場に関する勧告	○							
	3　同法第10条第1項の規定による勧告に係る事項の変更命令	○							
	4　同法第11条第2項の規定による期間の短縮		○						
四　農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第1項の規定による基本計画の策定	○							
	2　同法第5条第1項又は第2項の規定による実施計画の策定	○							
	3　同法第5条第8項の規定による市町村からの協議に対する同意	○							
五　低開発地	1　同法第2条第1	○							

域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）に基づく知事の権限に属する事務	項の規定による低開発地域工業開発地区の指定の申請								
	2　同法第2条第6項の規定による低開発地域工業開発地区の指定解除又は区域変更の申請		○						
六　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第1項の規定による基本構想の作成	○							
	2　同法第4条第1項の規定による基本構想の主務大臣への認定の申請		○						
	3　同法第4条第5項の規定による基本構想の公表			○					
	4　同法第5条第1項の規定による基本構想の変更	○							
	5　同法第5条第1項の規定による基本構想の変更に係る主務大臣への認定の申請		○						
	6　同法第5条第3項において準用する同法第4条第5項の規定による基本構想の変更の公表			○					
	7　同法第6条第2項の規定による地域産業資源活用事業計画の検討及び主務大臣への送付		○						
	8　同法第7条第3項において準用する同法第6条第2項の規定による地域産業資源活用事業計画の計画変更の検討及び主務大臣への送付		○						
七　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第8条第1項の規定による個人の新規中小企業者に係る事業開始後5年を経過していないことの認定		○						
	2　同法第9条第3項の規定による経営革新計画の承認		○						
	3　同法第10条第3項において準用する同法第9条第3項の規定による承認経営革新計画の変更の承認		○						
	4　同法第10条第2項の規定による承認経営革新計画の取消し		○						
八　地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）に基づく知事の権限に属する	1　同規則第12条の3の2第1項の規定による新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「新事業開拓事業者」		○						

				事務	という。）の認定							
					2　同規則第12条の3の2第3項の規定による変更後の実施計画の確認	○						
					3　同規則第12条の3の2第4項の規定による新事業開拓事業者の取消し	○						
				九　その他の事務	1　企業誘致に係る事務	○						
				労働雇用課	一　労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第10条の4第4項の規定による公益事業に関する事件についての争議行為がなされる日時等の公表	○						
					二　労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第21条第1項の規定による使用者団体又は労働組合に対する地方労働委員会の使用者委員又は労働者委員の候補者の推薦の要求	○						
					三　中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第4条第2項第1号の規定による中小企業者であることの証明 (一)　倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二)　米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三)　(一)及び(二)以外の区域に係るもの					○ ○	○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長
					2　同令第25条第1項第2号の規定による不正受給の動機が他人の圧迫によるやむを得ないものであったことの証明 (一)　倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二)　米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三)　(一)及び(二)以外の区域に係るもの					○ ○	○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長
					3　同令第36条第1項の規定による常時5人未満の従業員を雇用する者であることの証明 (一)　倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二)　米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三)　(一)及び(二)以外の区域に係るもの					○ ○	○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長
					4　同令第39条の規定による再び中小企業者になったこ							

	との証明 (一)　倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二)　米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三)　(一)及び(二)以外の区域に係るもの						○ ○	○	中部総合事務所長 西部総合事務所長
四　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条の規定による職業能力開発計画の策定及びその変更		○						
	2　同法第6条の規定による職業訓練等の実施についての勧告		○						
	3　同法第15条の2第1項の規定による事業主等の行う職業訓練等に関する援助の実施			○					
	4　同法第15条の6第3項の規定による教育訓練を受けさせることの決定							○	高等技術専門校長
	5　同法第24条の規定による事業主等の行う職業訓練の認定及び認定の取消し		○						
	6　同法第35条第1項の規定による職業訓練法人の設立の認可	○							
	7　同法第41条第2項又は第3項の規定による職業訓練法人の残余財産の帰属の認可		○						
	8　同法第42条の規定による職業訓練法人の設立の認可の取消し	○							
	9　同法第46条第4項の規定による技能検定試験の実施等を県職業能力開発協会に行わせることの決定					○			
	10　同法第90条第1項において準用する同法第62条第2項の規定による県職業能力開発協会の定款の変更認可					○			
	11　同法第90条第1項において準用する同法第64条第2項の規定による県職業能力開発協会の役員の選任の認可					○			
	12　同法第98条の規定による認定職業訓練に関する事項についての報告の要求					○			
五　職業能力開発促進法	1　同法第46条第2項の規定による技					○			